

## 公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 地区運営に関わる助成金規定

第1条 この規定は、公益社団法人埼玉県医療社会事業協会運営要領第8条に基づく地区運営に関する助成金についての詳細を定め、適正な交付および運用を図ることを目的とする。尚、以下条項において公益社団法人埼玉県医療社会事業協会を協会と略す。

第2条 協会より交付する各ブロック（運営要領第8条4項に基づく）への助成金額は、均等割分と会員数割分を合計した額とする。

第3条 均等割分については、各ブロックとも3万円とする。

第4条 会員数割分については、当該年度助成金予算から均等割分を差し引いた額に各ブロックの会員数割合を乗じて得た額とする。

第5条 会員数割合は、年度開始時の1号会員数により次の計算式で算出する。

会員数割合＝各ブロックの会員数÷全会員数（小数点以下第4位四捨五入）

第6条 会員数割合について1,000円未満の端数が生じたときは、理事会の決議を経てブロックごとにこれを切り上げ、または切り捨てることができる。

第7条 協会運営要領第8条に定められた地区ごとの責任者（以下ブロック責任者と称す）は、適正な予算の執行に努めるものとする。ブロック責任者は当該年度の助成金額が決定した後、協会運営要領第8条3項の定めに従い、速やかに様式第5号『事業計画書』を理事会に提出するものとする。また、事業終了後1ヶ月以内に様式第6号『事業実施報告書』に、様式第8号『支払い証明書』および様式第11号『旅費交通費支払い証明書』を添付し理事会に提出するものとする。但し、様式第5号『事業計画書』および様式第6号『事業実施報告書』は各指定様式の内容を網羅し、かつ、明確に予算・決算の内容がわかるものであれば、これに類する書類の提出で構わないものとする。尚、各年度の助成金余剰分については、協会に返還するものとする。

《付則》

この規則は、平成27年11月18日から施行する。